

東近江市民間提案制度基本方針

東近江市
令和 8 年 9 月

1 制度の目的

全国的に人口減少・少子高齢化が進むとともに、社会情勢の変化に伴い税収等の財源確保が厳しさを増す中、住民ニーズは多様化・複雑化しており、従来のコスト削減という手法だけでは、行政サービスを安定的に持続させていくことが難しくなりつつある。また、多くの自治体では公共施設等の老朽化が進み、施設の維持管理費や更新費用の増大等の問題が生じている。これらの問題は本市においても例外ではなく、将来を見据えた喫緊の対応が求められていることから、限られた資源を有効的に活用し、計画的な財政的負担の軽減や平準化等を進める必要がある。同時に、こうした状況を単なる財政上の問題と考えず、むしろ自治体経営やまちづくりを再考する好機と捉え、行政サービスを維持・向上させるための持続可能な手法の一つとして民間資金の活用や官民連携を推進し、次世代につなげる持続可能なまちづくりを実現していくことが必要である。

こうした背景から、本市において、官民連携の取組や先進的な公共施設マネジメントの手法の導入を効果的に推進し、行政サービスの質の向上や業務の効率化、財政負担の軽減、地域課題の解決等を目的として、民間事業者からの提案を受け付け、事業化するための制度（以下「民間提案制度」という。）を導入することとし、「東近江市民間提案制度基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定する。

この基本方針は、本市が民間提案制度を実施する上で必要な事項を定めるものとし、提案を求める内容等については、別途公表する募集要項に定めることとする。

2 民間提案制度

民間提案制度とは、民間の資金・資源・アイデアやノウハウの活用により、行政が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る手法である。これには、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、公共施設等の設計や建設（改修）、維持管理、運営等を民間事業者に包括的に委ねる手法がある。また、PFI法によらない民間提案制度も全国各地で取組が実施されており、より幅広い分野において、行政サービスの質の向上や業務の効率化、財政負担の軽減、地域課題の解決等に資する提案を事業の企画段階から民間事業者に幅広く募集し、行政との協議を経て事業化する手法もある。

3 東近江市民間提案制度の概要

本市が導入する民間提案制度は、PFI法によらない民間提案制度で、本市が提案を募集する行政課題（以下「テーマ」という。）に対して民間事業者の独自のア

アイデアやビジネスモデルを活用した企画提案を求め、審査及び対話を経て事業化を図り、行政サービスの質の向上や業務の効率化、財政負担の軽減、地域課題の解決などを目指すものである。

(参考) 一般的な事業者選定方法（一般競争入札や公募型プロポーザル方式）と本市が導入する民間提案制度の考え方

事業者選定方法	
一般競争入札	市が発注する業務について、仕様書や設計書等を作成し、公告を行った上、入札（価格競争）により事業者を選定する方法
公募型プロポーザル	市が発注する業務について、仕様書等により業務内容を提示し、公募を行った上、企画及び技術の提案を総合的に審査・評価することにより、事業者を選定する方法
東近江市民間提案制度	市が仕様書等により業務内容を提示するのではなく、提案を求める内容を示した上、公募により企画段階から民間事業者の幅広い提案を求め、審査により事業者を選定する方法

4 事業の手続

本制度の事業の手続の流れは、次のとおりとする。

(1) 募集要項の公表

テーマを選定して募集要項を定め、市ホームページで公表する。

(2) 事前相談

提案内容が募集要項の内容に沿ったものになるよう、提案を検討する事業者は、市との事前相談を必須とする。また、必要に応じて現地見学等を実施する。

(3) 提案書類の受付

事前相談を行った事業者からの提案書類を受け付ける。

(4) 書類審査

提案書類に基づき、提案者の参加資格や提案書類の内容が提案要件を満たしているか書類審査を行う。参加資格及び提案内容の双方の要件を満たしていれば、有効提案とする。

(5) 書類審査結果の通知

全提案者に対して審査の結果を通知する。有効提案となった提案者には、提案

審査の日程等についても併せて通知する。

(6) 提案審査（プレゼンテーション）

書類審査において有効提案となった提案は、本市が設置する「東近江市民間提案制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が提案書類、提案者によるプレゼンテーション等により総合的に審査を行う。

審査に当たっては、テーマの解決に資すると期待できる提案を協議対象提案として選定する。ただし、提案内容によっては、プレゼンテーションを省略する場合がある。

(7) 提案審査結果の通知及び公表

提案審査を行った提案者に対して審査の結果を通知する。審査後、テーマごとの提案件数を公表することとする。採用となった提案については提案者名及び提案概要を公表するものとし、不採用となった提案については公表しない。

(8) 協定の締結及び詳細協議

本市と提案者は、提案事業の実施に向け必要に応じて双方の義務等を定めた協定を締結する。

協定の締結後は、事業実施に向けた諸条件や予算、事業の開始時期、事業期間等について詳細な事業内容の協議が整った段階で事業化を決定する。

(9) 契約等の締結

詳細協議の結果、協議が成立したときは、本市と提案者との間で事業実施に係る随意契約や協定等を締結する。

なお、契約等に議会の議決が必要な事業については、議会の議決後に契約等を締結することとし、議会の議決が得られない場合は、その事業は実施しない。

(10) 事業の実施

提案者は、事業の実施に当たり、提案事業を信義に従い誠実に履行するものとする。

5 提案の募集及び要件

(1) 提案の募集方法

提案の募集に当たっては、募集方法や募集期間その他必要事項等を定めた募集要項を策定し、市ホームページで公表する。

(2) 募集期間

提案の募集の公平性・透明性・公正性を担保するため、募集要項の公表から提案書類受付の締切りまでの期間を2箇月程度設ける。また、同一年度内に複数回の募集を行うことも可とする。

(3) 留意事項

ア 提案に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。

イ 提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。

なお、提出書類は、原則として返却しないが、書類審査及び提案審査以外で提案者に無断では使用しない。

ウ 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは、提案者が負担するものとする。また、提案に含まれる特許権や実用新案権、意匠権、商標権等の法律に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法や工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

エ その他提案に関し必要な事項は、募集要項において定める。

(4) 参加資格要件

ア 提案者は、提案内容を実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する法人（営利法人、非営利法人等）又は個人事業主とする。

イ 提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで応募する場合は、参加表明時に構成員及び各々の役割分担を明確にすること。

ウ 提案者は、本市との協議及び調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができること。

エ 以下に該当する者は、募集に参加できない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

(イ) 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年東近江市告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(エ) 役員等（募集に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該募集に参加しようとする者から本市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する

暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(カ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(キ) 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

(ク) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(ケ) 国税及び地方税を滞納している者

(5) 提案内容の要件

提案内容は、本市の新たな財政負担又は維持管理経費の増加を伴わないことを前提とし、次のいずれかの要件に該当することを原則とする。ただし、提案内容に基づき事業化を図る際に、本市に大きな財政効果や政策実現が見込まれる事業については、本市の新たな財政支出を排除するものではない。

ア 本市が所有する公共施設等の有効活用又は公共施設マネジメントに貢献すること。

イ 市民や施設利用者の満足度の向上につながること。

ウ 本市の公共サービスの提供や運営方法等に関することで、民間活力導入により大幅な市民の利便性向上やサービスの充実につながること。

エ 財政負担の軽減に資すること。

オ 地域課題の早期解決に資すること。

カ 地域経済の活性化に資すること。

(6) 対象外となる提案

本制度は、民間事業者の自由な発想による創意工夫を生かした提案を求めるものであり、次のいずれかに該当する提案は、対象外とする。

ア 単に事業（施設）を廃止しようとするもの

イ 本市が既に民間活力導入済みの事業で、単に事業実施者になろうとするもの

ウ 既存の指定管理や委託業務等について、価格における優位性のみで受注者になろうとするもの

エ 民間事業者が実施することが適当でない（公的機関が実施することが法令等により義務付けられている等）と判断できるもの

6 提案の審査及び選定

提案の審査に当たっては、書類審査及び提案審査（プレゼンテーション）により行うこととする。

(1) 書類審査

提案書類に基づき、提案者の参加資格や提案書類の内容が提案要件を満たしているか書類審査を行う。参加資格及び提案内容の双方の要件を満たしていれば有効提案とする。

(2) 提案審査

書類審査において有効提案となった提案は、本市が設置する審査委員会が、提案書類や提案者によるプレゼンテーション等により総合的に審査を行う。プレゼンテーションの手法等に関する内容は募集要項に定める。ただし、提案内容によってはプレゼンテーションを省略する場合がある。

審査に当たっては、テーマの解決に資すると期待できる提案を協議対象提案として選定する。

(3) 提案審査の結果区分

提案審査の結果区分については、採用、条件付採用及び不採用の3区分とする。条件付採用とは、本市の予算措置を伴う提案のうち、詳細協議が完了し、事業化するに当たり提案者との随意契約等ではなく、再度公募型プロポーザル方式による事業者選定手続を経るものに適用する。

なお、書類審査及び提案審査の結果に対する異議申立ては受け付けない。

7 協定の締結及び詳細協議

(1) 協定の締結

本市と提案者は、提案事業の実施に向け、必要に応じて双方の義務等を定めた協定を締結する。

(2) 詳細協議

協定の締結後は、事業実施に向けた諸条件や予算、事業の開始時期、必要な手続の調整等について詳細内容の協議（以下「詳細協議」という。）を行うこととする。

ア 詳細協議に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 詳細協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、事業化を見送ることとする。この場合において、提案者が詳細協議に要した費用やリスク等については、本市は責任を負わない。

ウ 事業概要や協議の経過等については、必要に応じて議会等に報告することが

ある。ただし、提案者の独自のノウハウに関する事等知的財産と認める情報については公表しない。

8 契約等の締結

詳細協議により協議が成立したときは、提案者を相手方として、提案事業の実施に係る随意契約や協定等を締結する。ただし、事業内容によっては、締結をしない場合もある。

本市の予算措置を伴う提案のうち提案審査において条件付採用となったものについては、事業化の際、公募型プロポーザル方式による事業者選定手続を行うこととし、その場合、その提案者には加点を行うこととする。

なお、協議が成立した場合であっても、議会の議決が必要なものについて議会の議決が得られない場合は、その提案事業は実施しない。

9 事業の実施

- (1) 提案者は、本市との契約等締結後、事業者として提案事業を実施する。事業実施に当たっては、その内容を誠実に履行すること。
- (2) 事業化後において、本市がモニタリング調査を実施する場合には、事業者は協力すること。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由による事業の中止又は期間終了時の原状回復義務は、原則として、事業者が負うものとする。

10 その他

- (1) この基本方針に定めるもののほか、民間提案制度の実施に関し必要な事項は、募集要項に定める。
- (2) 本制度に関する事務局は、東近江市企画部政策推進課に置く。